

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 政 局
書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

目 次	ページ
規 則	
○食品衛生法施行細則の一部を改正する規則…………… (食品衛生課)	1
訓 令	
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (人事課)	2
○食品衛生法施行細則取扱手続の一部を改正する訓令…………… (食品衛生課)	3
告 示	
○道営土地改良事業の工事の完了…………… (農業施設管理課)	5
○特定調達契約に係る入札の公告…………… (漁業管理課)	5
○知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課)	6
公 表	
○北海道財政状況 (第147号) の公表…………… (財政課)	6
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	7
道立病院局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	7
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	7
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	9
○特定調達契約に係る入札の公告……………	9

規 則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年6月1日
北海道知事 鈴木直道

北海道規則第42号
食品衛生法施行細則の一部を改正する規則
食品衛生法施行細則 (昭和24年北海道規則第5号) の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「定めるところにより、知事に提出」を「規定による知事への申請若しくは

は届出 (営業施設の所在地を管轄する保健所長への申請又は届出を含む。)」に、「厚生労働大臣に提出する書類 (営業施設の所在地を管轄する保健所長に提出する書類を含む。)」を「行う厚生労働大臣への申請若しくは届出」に改め、同条第2項中「規則第67条に規定する書類 (」を削り、「書類に限る。)」を「申請」に、「提出しなければ」を「対してしなければ」に改める。

第10条から第12条までを次のように改める。

第10条から第12条まで 削除

第16条を削り、第16条の2を第16条とする。

第16条の3及び第17条の2を削る。

第17条の3第1項を削り、同条第2項中「前項の規定により届け出た食品衛生責任者の」を「食品衛生責任者 (規則別表第17第1号イの食品衛生責任者をいう。以下同じ。)」を定めるときは、その」に改め、同項を第17条の2とする。

第18条第1項から第3項までを削り、同条第4項中「ふぐ処理責任者」を「ふぐ処理者」に改め、同項第1号中「講習会又は知事の指定した講習会の課程を修了した」を「認定試験に合格した」に改め、同項第2号中「知識」の次に「及び技術等」を加え、同項を同条とし、同条第5項及び第6項を削る。

第19条第1項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の申請は、規則第67条各号に掲げる事項に加えて、次に掲げる事項を記載してするものとする。

- (1) 申請者の連絡先
- (2) 法人番号
- (3) 営業施設の連絡先
- (4) 自動販売機の型番 (自動販売機による営業に限る。)
- (5) 使用水の種類
- (6) 現に受けている営業の許可番号及び許可年月日
- (7) 指定成分等含有食品 (法第8条第1項に規定する指定成分等含有食品をいう。以下同じ。) を取り扱う施設に該当することの有無
- (8) 輸出する食品を取り扱う施設に該当することの有無
- (9) 令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち規則別表第19第5号口に規定する簡易な営業を行う施設に該当することの有無
- (10) 生食用食肉の加工又は調理をする施設に該当することの有無
- (11) ふぐを処理する施設に該当することの有無
- (12) ふぐ処理者の氏名及び認定番号等 (ふぐを処理する施設に限る。)

第19条第3項を削る。

第22条中「第53条第1項」を「第56条第1項」に、「第52条第1項」を「第55条第1項」に改める。

第22条の2中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「別記様式第10号の4」を「別記様式」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第22条の3 法第57条第1項の規定による営業の届出は、規則第70条の2各号に掲げる事項に加えて、次に掲げる事項を記載してするものとする。

- (1) 届出者の連絡先
- (2) 法人番号
- (3) 営業施設の連絡先
- (4) 食品衛生責任者の資格の種類及び受講した講習会
- (5) 自動販売機の型番（自動販売機による営業に限る。）
- (6) 指定成分等含有食品を取り扱う施設に該当することの有無
- (7) 輸出する食品を取り扱う施設に該当することの有無

第23条を次のように改める。

第23条 法第55条第1項の許可を受けた営業者又は法第57条第1項の規定による届出をした営業者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める事項について、その事由を明らかにする関係資料を添え、当該事由の発生後10日以内に知事に届け出なければならない。ただし、第3号に係る届出は、届出義務者（戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により届出をしなければならない者をいい、法人であるときは、清算人とする。第3号において同じ。）が、これを届け出なければならない。

- (1) 規則第67条各号に掲げる事項（施設の所在地、営業の種類並びに法第55条第2項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときの内容を除く。）、規則第68条第1項第1号に掲げる事項（生年月日を除く。）、規則第69条第1項第1号若しくは第70条第1項第1号に掲げる事項若しくは規則第70条の2各号に掲げる事項（施設の所在地を除く。）又は第19条第2項各号若しくは前条各号に掲げる事項に変更があったとき 次の事項

ア 営業者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）及び連絡先

イ 施設の所在地（自動車において営業する場合にあつては、当該自動車の自動車登録番号）、連絡先及び名称並びに屋号又は商号

ウ 変更した事項、変更後の内容及び変更年月日

エ 営業の許可番号及び許可年月日（法第55条第1項の許可を受けた営業者に限る。）

- (2) 廃業により営業を継続することができない事情が生じたとき 規則第71条の2各号に掲げる事項に加えて、営業者及び施設の連絡先

- (3) 営業者が死亡したとき又は失踪の宣告を受けたとき（法人であるときは、解散したと

き） 次の事項

ア 届出義務者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び所在地）

イ 施設の所在地（自動車において営業する場合にあつては、当該自動車の自動車登録番号）、連絡先及び名称並びに屋号又は商号

ウ 死亡（失踪、解散）年月日

エ 営業の許可番号及び許可年月日（法第55条第1項の許可を受けた営業者に限る。）

第23条の2から第24条の2までを削る。

第24条の3第1項第2号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同項第3号中「第53条第2項」を「第56条第2項」に改め、同項第6号を削り、同項第5号中「第56条」を「第61条」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「第55条第1項」を「第60条第1項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 法第57条第1項の規定による届出に関すること。

第24条の3第1項第7号から第10号までを削り、同項第11号中「第23条第2号及び第3号」を「第23条」に改め、「営業の休止等の」を削り、同号を同項第7号とし、同項第12号を削り、同条第2項第3号中「第54条」を「第59条」に改め、同条を第24条とする。

第26条を削る。

別表中「第16条の2」を「第16条」に改める。

別記様式第1号から別記様式第10号の3までを削る。

別記様式第10号の4中「（令 達 先）」を「（申請者の氏名（法人にあつては、その名称及び所在地））」に、「第52条」を「第55条」に改め、同様式末尾欄外注1の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式を別記様式とする。

別記様式第11号から別記様式第15号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の食品衛生法施行細則別記様式第10号の4の営業許可証で現にその効力を有するものは、この規則による改正後の食品衛生法施行細則別記様式の営業許可証とみなす。

訓

令

北海道訓令第6号

本 庁
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年6月1日

北海道知事 鈴木直道

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4の保健所の事項第10項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第10条の2第1項の規定に基づき、食品関連事業者等から食品の回収に着手した旨及び回収の状況の届出を受けること。

附 則

この訓令は、令和3年6月1日から施行する。

北海道訓令第7号

保健福祉部
保健所

食品衛生法施行細則取扱手続の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年6月1日

北海道知事 鈴木直道

食品衛生法施行細則取扱手続の一部を改正する訓令

食品衛生法施行細則取扱手続（昭和52年北海道訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「申請書、願書又は届書」を「申請又は届出」に、「書類の記載事項」を「その内容」に改め、同条第2項中「申請書、願書」を「申請」に、「提出すべき」を「おいて処分又は処理すべき」に改め、「、当該書類の副本1部を保健所に保管し、他は」を削る。

第2条中「細則第10条の規定による申請書」を「法第25条第1項の検査の申請」に改める。

第6条中「置かなければ」を「おこななければ」に改める。

第7条中「細則第19条第2項及び第3項」を「法第55条第1項」に、「営業許可申請書」を「営業の許可の申請」に改める。

第8条中「第52条第2項」を「第55条第2項」に、「営業許可台帳」を「営業施設台帳（許可営業）」に改める。

第10条を第11条とする。

第9条中「第54条、第55条第1項若しくは第56条」を「第59条、第60条第1項若しくは第61条」に、「細則第17条の3第1項、第18条第1項若しくは第5項、第23条若しくは第23条の2の届出書の提出があった」を「法第56条第2項若しくは細則第23条の規定による届出を受理した」に、「営業許可台帳」を「営業施設台帳」に改め、同条第1号及び第2号を削り、同条第3号中「届出書」を「届出」に改め、同号を同条第1号とし、同条第4号中「届出書」

を「届出」に改め、同号を同条第2号とし、同条第5号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は休止の届出書」を削り、「処分又は届出年月日」を「処分の年月日」に改め、同号を同条第3号とし、同条第6号中「失そう」を「失踪」に、「廃止の届出書」を「廃業の届出」に、「又は廃止」を「又は廃業」に改め、同号を同条第4号とし、同条を第10条とし、第8条の次に次の1号を加える。

第9条 保健所長は、法第57条第1項の規定による営業の届出を受理したときは、別記第4号様式の営業施設台帳（届出営業）に記載しなければならない。

別記第2号様式中「㊦」を削り、

5 調査項目		(適合するものについては○、不適合なものについては×を記入すること。)											
1 位置 構造 面積	2 床壁 天井 採光 換気	3 防そ 防虫 設備	4 洗淨 設備 等	5 設備 の数 大きさ 構造 材質	6 移動 し難 い設 備の 配置	7 器具 保管 設備	8 計器	9 原材 等保 管設 備	10 給水 設備	11 排水 設備	12 廃棄 物処 理・ 便所	13 業種 別基 準	を

5 調査項目		(適合するものについては○、不適合なものについては×、対象外のものについては-を記入すること。)	
項目	共通する事項 (調理の機能を有する 自動販売機及び集乳業 を除く。)	営業ごとの事項	生食用食肉又はふぐを 取り扱う営業に係る事項
結果			

改める。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式（第8条関係）

営業施設台帳（許可営業）

申請者情報	業種番号
郵便番号	
申請者住所	
申請者氏名	
生年月日	生 法人番号
代表者氏名	

連絡先	電話	FAX
	電子メールアドレス	

営業施設情報	
郵便番号	
施設の所在地	
施設の名称、屋号 又は商号	
主として取り扱う 食品、添加物	
営業の種類	
営業の形態	
自動車登録番号	
自動販売機の型番	
使用水の種類	
食品衛生責任者の 氏名	
資格の種類	
受講した講習会	
食品衛生管理者の 氏名	
資格の種類	
受講した講習会	
HACCPの取組	<input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理
連絡先	電話 FAX 電子メールアドレス

業種に応じた情報			
指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	輸出食品取扱施設	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
簡易飲食店営業	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	生食用食肉の加工又は調理をする施設	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
ふぐを処理する施設	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当	
ふぐ処理者の氏名		認定番号等	

経過等			
許可年月日	指令番号	許可期間	特記事項
		新更 年 月 日まで	
		新更 年 月 日まで	
		新更 年 月 日まで	
備考			

別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

別記第4号様式（第9条関係）

営業施設台帳（届出営業）

届出者情報	届出番号
郵便番号	
届出者住所	
届出者氏名	生年月日 生 法人番号 代表者氏名
連絡先	電話 FAX 電子メールアドレス

営業施設情報	
郵便番号	
施設の所在地	
施設の名称、屋号 又は商号	
主として取り扱う 食品、添加物、器 具又は容器包装	
営業の形態	
自動車登録番号	

自動販売機の型番			
食品衛生責任者の氏名			
資格の種類			
受講した講習会			
指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	輸出食品取扱施設	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
連絡先	電話	FAX	
	電子メールアドレス		

経過等	
届出年月日	特記事項
備考	

附 則

この訓令は、令和3年6月1日から施行する。

告 示

北海道告示第398号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和3年6月1日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	完了年月日
昆布	農業用排水施設	平成30.12.6
同	区画整理	令和2.12.7
同	暗渠排水	同

北海道告示第399号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年6月1日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
漁業取締船北王丸上架修理工事 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和3年7月26日から同年9月3日まで
- (4) 履行場所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 造船所内に総トン数500トン型船舶（鋼船）を入渠できる引揚船台等の設備を有していること。
- (5) 認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年6月7日（月）から同月21日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道水産林務部水産局漁業管理課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課）
- (2) 入札日時 令和3年7月15日（木）午前10時（送付による場合は、同月12日（月）午後5時までには必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のA及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電話番号 011-204-5486

11 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel HOKUOUMARU Repair Service 1 set
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 15, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 12, 2021)
- C Contact : Fishing Management Division, Bureau of Fisheries, Department of

Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5486

北海道告示第400号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和3年6月1日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字宇隆223の1（次の図に示す部分に限る。）、194の1、195
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字宇隆194の1・195・223の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、令和3年度当初予算の状況並びに令和2年10月1日から令和3年3月31日までの期間における北海道の財政運営の状況及び公営企業の業務の状況を別冊のとおり公表する。

その別冊は、北海道総務部行政局文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の閲覧に供する。

令和3年6月1日

北海道知事 鈴木直道

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第16号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年6月1日

北海道空知総合振興局長 白石 俊 哉

- 落札に係る物品等の名称及び数量
行政情報コミュニケーションシステム用パソコンの賃貸借 一式（1月当たりの単価）
- 落札を決定した日
令和3年5月20日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏 名 大丸株式会社
 - 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
- 落札金額
257,730円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
令和3年4月6日付け北海道空知総合振興局告示第12号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課
 - 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号

道立病院局告示

北海道道立病院局告示第25号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年6月1日

北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛

- 落札に係る物品等の名称及び数量
A重油（1リットル当たりの単価） 1,012,000リットル
- 落札を決定した日
令和3年5月14日
- 落札者の氏名及び住所

- 氏 名 北日本石油株式会社
- 住 所 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28番5号
- 落札金額
68,20円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
令和3年4月2日付け北海道道立病院局告示第17号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - 名 称 北海道道立病院局病院経営課
 - 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

道教育庁教育局告示

北海道教育庁空知教育局告示第36号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年6月1日

北海道教育庁空知教育局長 藤 村 誠

- 入札に付する事項
 - 調達をする物品等の名称及び数量
道立学校教育用パーソナルコンピュータ等の賃貸借 一式（1月当たりの単価）75台分
 - 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
 - 契 約 期 間 令和3年9月1日から令和8年8月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
 - 納 入 場 所 入札説明書による。
- 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
 - 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年6月1日（火）から同月30日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎5階会議室（送付による場合は、郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和3年7月12日（月）午前11時（送付による場合は、同月9日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1)ア 名称及び数量 道立学校学習用パーソナルコンピュータの賃貸借 一式
132台分

イ 予定時期 令和3年7月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

(2)ア 名称及び数量 道立学校校務用パーソナルコンピュータ 70台分

イ 予定時期 令和3年8月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<http://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目

(3) 電話番号 0126-20-0142

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of personal computer 75 sets

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., July 12, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 9, 2021)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8550 Japan

Phone : 0126-20-0142

北海道教育庁十勝教育局告示第25号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年6月1日

北海道教育庁十勝教育局長 村上由佳

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 十勝管内道立学校で使用する電力（高压電力）

ア 契約電力（1kW当たりの単価）

22校23カ所 合計1,707kW

イ 使用電力量（1kWh当たりの単価）

22校23カ所 合計3,825,466kWh

(2) 十勝管内道立学校で使用する電力（従量電灯B、従量電灯C及び低圧電力）

基本料金及び電力量料金

仕様書（従量電灯B、従量電灯C及び低圧電力）別記2のとおり

2 落札を決定した日

令和3年5月18日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)

ア 氏名 鈴与電力株式会社

イ 住所 静岡県静岡市葵区栄町1番地3

(2) 1の(2)

ア 氏名 エフビットコミュニケーションズ株式会社

イ 住所 京都府京都市南区東九条室町23

4 落札金額

(1) 1の(1)のア

278.86円

(2) 1の(1)のイ

18.45円

(3) 1の(2)

条件付一般競争入札結果記録書のとおり

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和3年4月6日付け北海道教育庁十勝教育局告示第23号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

北海道教育庁釧路教育局告示第31号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年6月1日

北海道教育庁釧路教育局長 相川芳久

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 64台分

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和3年11月1日

(4) 契約期間 令和3年11月1日から令和8年10月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(5) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定め

るところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年6月1日(火)から同月25日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号
北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道釧路総合振興局別館釧路教育局会議室(送付による場合は、郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室)

(2) 入札日時 令和3年7月14日(水)午前10時(送付による場合は、同月13日(火)までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 学習用パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 55台分

(2) 予定時期 令和3年6月中旬頃(入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。)

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁釧路教育局のホームページ(<http://www.dokyoi/pref.hokkaido.lg.jp/hk/krk/>)においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号

(3) 電話番号 0154-43-9274

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 64 sets

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 14, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than July 13, 2021)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kushiro District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Urami 2-chome 1-1, Kushiro, Hokkaido 085-0835 Japan
Phone : 0154-43-9274